

(四) 祈とう

1. 虫送りの祈とう

現今では優秀な農業が発明されているが、昔は殆ど、害虫（当時はいなご害が多かつたらしい）の駆除は神仏の加護を求め、僅かに自らを慰める外なかつた。而も、それを真剣に考え村の年中行事に組んでいたのである。そして、勿論この場合諸経費は御免割として一般が負担することになる。このような行事が当時庄屋、組頭によつて其筋へ願出、「御聞届」をまつて行われたことは、時相を反映する興味深いことであると同時に、村においても相当の座を占める神事であつたことがうかがわれる。梶山孟氏所蔵の文書を次に掲げておこう。

イ 庄屋、組頭よりの願書

一、銀四拾壹匁 安芸郡熊野村

右者稲毛虫附申ニ付所氏神八幡権現、新宮明神三社ニ而昨年之通虫送御祈禱御湯立仕度旨百姓共奉願候間此段御赦免被為遊被下候ハハ難有可奉存候尤右之銀ニ而虫送諸入用神主請合ニ仕相済申候当状御免割候

御聞届ヶ被為成可被下候為甚書付差上ヶ申候 以上

寅（宝曆八年）六月十六日

庄屋 利右衛門  
作十郎  
組頭 幸右衛門  
金兵衛  
年行司 善右衛門

ロ 其筋からの許可書

一、銀四拾壹匁  
右者表出之通稲毛虫氣有之ニ付所氏神ニ而虫送り祈禱仕度尤右入用銀当免割へ入用申度段願之通聞届差免此旨可相□者也

寅 六月十六日  
笑浦多平太

熊野村庄屋 太右衛門  
組頭 共

林常六郎様  
笑浦多平太様  
岡田□右衛門様

虫送り祈禱が各地とも重要な神事であつたことは想像に難くない。そして、それにゆかりをもつ伝説もいろいろ受けつがれている。本町にも「佐太夫虫」（佐田虫）の伝説として、中村軍七家に書きしるされた記録が残っている。（註）

2. 治病の祈とう

病氣治癒の祈願も数多く行われた。それは庶民から藩主に至るまで様々な形をとっている。流行する悪疫を退ける祈とうは医薬の乏しい当時庶民の必然的要求でもあり、時として、藩よりその指令を發し、祭費の補助金を下賜することもあつた。また、藩主の治病を願うことは、すべてを藩主に捧げ、彼に直結する庶民の赤誠のあらわれでもあつた。ここにはこの二つのことがらについて梶山孟氏所蔵の覚書から次の書付を写しとつておきたい。

イ 流行病治癒の祈とう

安芸郡熊野村

此節世上急病流行死去多ク相關於氏神社御祈禱所風被仰付奉畏依而當

村氏神八幡社ニおいて明廿四日ヶ廿六日迄三日三夜抽丹誠執行仕度此段宜ヶ被仰上可被下候為其書付差出候 以上

杜人 伊勢

庄屋 健太郎殿  
謙次郎殿  
組頭 衆中

口 藩主全快祈とう  
覚

3. 祈とう入用の制定

祈とう入用は時と地区によつて不定であつたが、寛政十年（一七九八）六月に一応入用の基準を示し節約をはかることにした。これによれば雨乞等の祈とう、虫送りの祈とうの外次のように村高に依じたレベルを設定している。

祈 禱 御 定（矢野町宇都宮氏藏、広島市史編纂室写）

区分	村高（右）	祈禱料（匁）	附文
雨乞並ニ諸祈禱	一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	右諸祈禱入用之儀只今迄区々之願出有之候間右之通入用員数相極々候間江越不申様内端ニ取許可申出村々格別ニ仕度之儀モ有之物入等モ多ク入用之儀モ候ハ、何程之諸入用ニ候段小内委細書附願出可申しらべ之上免許可申付右定之員数ニ候得者小内書出及計書出し願出可申事
虫送り	一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	
氏神祭礼入用	一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	但千石以上之村方者百石ニ付五分宛相増候事
牛馬祈禱入用	一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇 一〇〇〇〇〇	一一一 一一一 一一一 一一一 一一一	但千石以上之村方者百石ニ付三分宛相増候事

社御武運長久之御祈禱執行仕候此段書付ヲ以御願申上候余旨宜敷様被仰上可被下候以上  
（八五八）  
午（安政五年）九月廿五日  
社人 大 隅

庄屋 健太郎殿  
謙次郎殿

（註） 佐田虫（中村軍七氏藏の記録要約）

今から凡そ二百五十年前、礪山神社の宮司梶山家に佐太夫という人が生れた。幼少にして母に先だ、丸継母に養育されたから子供心にも弟右太夫に神官を譲ろうとして、その頃城山の麓にあつた五十免といふ農家に家出をした。恰度その家には稀に見る一人の美しい女がいた



佐太夫の墓

その昔、権勢を誇つた同人の墓は今城之畑中村博和氏の庭前に無言の徳をたたえている。

え、義母も佐太夫を実子のように愛して一家睦まじく暮らしていた。翌年七月、佐太夫が殿島神社に参詣した時、社前で見知らぬ若者がすれちがつて、佐太夫の袂の中に金包を入れたので、その理由を尋ねようとしたが、問う暇もなく行き過ぎてしまつた。佐太夫は一日中待

ので、不義は  
お家の定めで  
許されないと  
いつて氏子が  
論議した結果  
勘当となり民  
家に下される  
ことになつ  
た。時に享保  
元年（一七一  
六）佐太夫が  
十九才の時  
あつた。  
佐太夫は五  
十免家の養子  
になつてから  
義母によく仕

ち暮したが、若者は来なかつた。三日間を過しても若者は再び姿をあらわさなかつたので、やむをえず、その金包をわが家に持ち帰つたところ、驚くばかりの金額であつたので佐太夫は驚いた。しかし、佐太夫は、この金は神の授け給うたもので、みだりに私すべきものでないとして、村民に金と食糧をわかち与えた。享保四、五、六、年頃は近來にない大飢饉であつた。佐太夫の恩恵に泣いて喜んだ村民は佐太夫を慕ふこと慈母の如きものがあつた。時を経ずして佐太夫は本村の田畑六割を自材とする大豪農となつたので、その頃の庄屋馬場某はこれを嫉んで佐太夫をないものにしよつとして種々策謀したが、佐太夫の人望が厚い為目的を果すことができないでいた。

間もなく義母が足を負傷して死んでしまつたので、馬場は親殺しの大罪といつて奉行所に訴えた。奉行は数十人の捕手を率いて佐太夫を捕え牢に入れたが、なぜか奉行は百日の間何の調べもしなかつた。そのうちに冬も訪れ佐太夫は牢屋の寒さに堪えかねたので、寒風を防ぐ為牢獄の中に風よけとして羽織をかけることを願出たところ快く許可されたので、早速熊野村の自宅に連絡した。村民は喜び勇んでわれもわれもと羽織を持参し、その数は百枚を越え長持三棟に達した。

奉行は佐太夫の人物の偉大なのに驚き、取調べもしないで馬一頭を与えて帰村を許した。その直後、奉行は今佐太夫を帰村させることは火中に投じようなものだと考え、早馬二頭で後を追わせたが遂に間にあわなかつた。使者が熊野村大立山境まで来てみると、佐太夫はまさに首を打たれんとしていた。使者が扇を振つて一待てよ、待てよと叫んで馬に鞭をあてた瞬間、庄屋の刀はすでにうちおろされていた。使者が来てその理由を尋ねた時、庄屋は先の合図は早く殺せという合図であると思つたと弁明した。

その年も過ぎて七月十六日の夜、庄屋馬場は月見の宴を催し大いに

興じておつたところ、一天俄にかき曇り雷鳴豪雨地軸をゆるがし落雷とともに馬場は黒焦げとなり、泉水に落ちて死んでしまった。

その年、今まで見たことのない虫が湧いて稲を食い倒しその收穫は一反当り一斗内外であつた。それだけでなく牛馬は悉く死んでしまつたので、村人は恐れおのゝいてなす術を知らなかつた。その虫の頭には黒い烏帽子を被つていたので、村民はいつしかこれを佐太夫虫（佐太夫）というようになつた。村人は協議の上礪山神社の神殿に藁人形を作つて、「佐太夫様許し給え」と七月七日夜祈願したところ、佐太夫の魂がうつゝたのか、藁人形は恰も生きている神魂のように震動しうなづいた。その跡には二又杉の老木が当時の面影を伝えるかのよう

に天に向つて突立つている。そして神楽踊りを奉納し佐太夫の霊を慰めた。

昭和十五年十二月、佐太夫を祭つた神社（出来区）の神体は刀であるが、これを村人は蛇化の刀と言つている。これについては次のような言い伝えがある。

或時佐太夫が公用で旅をする途中、一休みした所に小刀を置き忘れてたところ、そこを通る村人の眼には、その刀が大蛇に化けて佐太夫の帰りを待つてゐるように見えたというのである。

そのことがあつてはや数百年、町の人は今なおこの物語を炬辺の会話として忘れていないのである。